

被扶養者調査表の提出にご協力ください

12月12日付で、静岡、島田・榛原地区の事業所様に『被扶養者の認定状況の確認(検認)について』の書類をお送りしました。

提出の際は、次の点に注意して**令和5年2月14日(火)**までに調査表の提出をお願いいたします。

* 職業、年間収入の欄は、忘れずに記入をしてください。

* 所得証明書は、最新のものを。

(市役所等では『最新の所得証明を』とっていただいたほうが間違いがないかと思えます。)

* 最新の年金振込通知書(写)・改定通知書(写)は、氏名が記載されているものを。

(例年、氏名もれの通知が見受けられますのでご注意ください。金額面に氏名の記載がない場合には裏面等にある宛名のコピーも添付してください。)

* 源泉徴収票、年金振込通知は原本でなく写しを添付してください。

* 別居されている方は、仕送り額がわかる振込等控えの写しを。(直近6か月分双方の氏名明記のもの)

✿ 下記の被扶養者認定基準に該当しない方は、被扶養者から外す手続きを早急にしてください。

① 就職等で被保険者資格を取得した方。

② 収入超過や生計維持関係が認められない方。

③ 今年税法上の扶養控除から外れた方で、年収130万円(60歳以上及び障害者は180万円)を超えた方。

『標準報酬月額の特例改定』の延長等のご案内

令和4年7月から9月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業で報酬が著しく下がった方の『特例改定』の措置が、令和4年10月から12月までの間についても同様に届出できることとなりました。

なお、令和4年12月を急減月とする『特例改定』をもって、特例措置は終了となります。

年末年始休業のお知らせ

✿ 令和4年12月30日(金)から令和5年1月4日(水)までお休みさせていただきます。

そこで・・・保険証等の手続きは早めにしてください。(郵送に日数がかかります。)

提出前は、記載内容や添付書類のもれなどないようにもう一度確認をお願いします。

あなたをはじめよう

適正受診

医療費の無駄を省くといっても、具合が悪いのに受診せずに我慢するということではありません。

医療の受け方を見直すだけでなく、薬のもらい過ぎに注意するなど、一人ひとりのちょっとした心がけが制度を守ります。